

◎ 実質赤字比率、連結実質赤字比率の状況と推移

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
一般会計等	一般会計	-	-	204,130	76,320	306,716
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	-	-	7,613	7,378	7,064
	一般会計等に属する特別会計	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
合計 (1)		-	-	211,743	83,698	313,780
標準財政規模		-	-	8,403,139	8,449,326	8,470,284
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		-	-	(2.51%)	(0.99%)	(3.70%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計	国民健康保険事業特別会計	-	-	0	0	0
	老人保健特別会計	-	-	▲ 102,632	▲ 9,001	▲ 918
	介護保険事業特別会計(保険事業勘定)	-	-	▲ 3,355	14,917	▲ 8,558
	介護保険事業特別会計(サービス勘定)	-	-	81	0	-
	筑紫地区介護認定審査会事業特別会計	-	-	0	0	-
	後期高齢者医療特別会計	-	-	-	9,728	10,111
	筑紫地区障害程度区分等審査会事業特別会計	-	-	-	0	0

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
法適用企業	下水道事業会計	-	-	232,106	384,530	450,164
	宅地完成事業以外	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
法非適用企業	宅地完成事業以外	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
宅地完成事業		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
合計 (2)		-	-	337,943	483,872	764,579
標準財政規模		-	-	8,403,139	8,449,326	8,470,284
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		-	-	(4.02%)	(5.72%)	(9.02%)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字比率：地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・連結実質赤字比率：地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率、連結実質赤字比率の状況と推移

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
一般会計等	一般会計	-	-	416,426	297,926	376,405
	一般会計等に属する特別会計	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
合計 (1)		-	-	416,426	297,926	376,405
標準財政規模		-	-	6,791,996	6,719,888	6,762,660
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		-	-	(6.13%)	(4.43%)	(5.56%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	宇美町国民健康保険特別会計	-	-	▲ 246,760	▲ 96,715	▲ 113,772
	宇美町老人保健特別会計	-	-	▲ 6,029	17,954	6,095
	宇美町後期高齢者医療特別会計	-	-	-	8,689	2,127
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額					
		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	
法適用企業	宅地造成事業以外	宇美町上水道事業会計	-	-	529,437	565,628	639,930
			-	-	-	-	-
			-	-	-	-	-
	宅地造成事業		-	-	-	-	-
			-	-	-	-	-
			-	-	-	-	-
法非適用企業	宅地造成事業以外	宇美町流域関連公共下水道事業特別会計	-	-	44,223	24,404	37,274
			-	-	-	-	-
			-	-	-	-	-
	宅地造成事業		-	-	-	-	-
			-	-	-	-	-
			-	-	-	-	-
合計 (2)		-	-	737,297	817,886	948,059	
標準財政規模		-	-	6,791,996	6,719,888	6,762,660	
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-	
(黒字の比率 (%))		-	-	(10.85%)	(12.17%)	(14.01%)	

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字比率：地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・連結実質赤字比率：地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率、連結実質赤字比率の状況と推移

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
一般会計等	一般会計	-	-	156,504	147,682	196,658
	一般会計等に属する特別会計	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
合計 (1)		-	-	156,504	147,682	196,658
標準財政規模		-	-	6,104,261	6,207,848	6,263,202
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		-	-	(2.56%)	(2.37%)	(3.13%)

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	-	-	▲ 80,640	▲ 85,295	▲ 36,604
	老人保健特別会計	-	-	0	0	0
	後期高齢者医療特別会計	-	-	-	4,721	4,865
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-

会計名(公営企業会計)		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
法適用企業	水道事業会計	-	-	703,747	712,214	710,016
	宅地完成事業以外	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
	宅地完成事業	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
法非適用企業	流域関連公共下水道事業特別会計	-	-	26,488	49,398	31,686
	宅地完成事業以外	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
	宅地完成事業	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
合計 (2)		-	-	806,099	828,720	906,621
標準財政規模		-	-	6,104,261	6,207,848	6,263,202
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		-	-	(13.20%)	(13.34%)	(14.47%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字比率：地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・連結実質赤字比率：地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率、連結実質赤字比率の状況と推移

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
一般会計等	一般会計	-	-	499,891	421,287	549,062
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	-	-	12,015	12,669	12,404
	一般会計等に属する特別会計	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
合計 (1)		-	-	511,906	433,956	561,466
標準財政規模		-	-	7,158,694	7,192,723	7,304,657
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		-	-	(7.15%)	(6.03%)	(7.68%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	-	-	▲ 241,678	▲ 80,350	▲ 183,660
	後期高齢者医療特別会計	-	-	-	18,096	16,745
	老人保健特別会計	-	-	▲ 26,586	11,053	5,435
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
法適用企業	水道事業会計	-	-	2,388,332	2,432,719	2,372,237
	宅地造成事業以外	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
法非適用企業	下水道事業特別会計	-	-	53,002	40,005	41,043
	宅地造成事業以外	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
合計 (2)		-	-	2,684,976	2,855,479	2,813,266
標準財政規模		-	-	7,158,694	7,192,723	7,304,657
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		-	-	(37.50%)	(39.69%)	(38.51%)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字比率：地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・連結実質赤字比率：地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率、連結実質赤字比率の状況と推移

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
一般会計等	一般会計	-	-	112,759	98,184	160,025
	奨学資金特別会計	-	-	3,568	0	-
	一般会計等に属する特別会計	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
合計 (1)		-	-	116,327	98,184	160,025
標準財政規模		-	-	4,905,054	4,901,646	4,941,941
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		-	-	(2.37%)	(2.00%)	(3.23%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	-	-	2,330	6,849	7,614
	老人保健特別会計	-	-	2,966	1,563	3,247
	後期高齢者医療特別会計	-	-	-	6,570	7,734
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
法適用企業	水道事業会計	-	-	378,167	288,746	212,625
	宅地造成事業以外	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
法非適用企業	公共下水道事業特別会計	-	-	3,600	3,303	9,594
	農業集落排水事業特別会計	-	-	3,590	2,630	2,317
	宅地造成事業以外	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
合計 (2)		-	-	506,980	407,845	403,156
標準財政規模		-	-	4,905,054	4,901,646	4,941,941
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		-	-	(10.33%)	(8.32%)	(8.15%)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字比率：地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・連結実質赤字比率：地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率、連結実質赤字比率の状況と推移

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
一般会計等	一般会計	-	-	251,076	230,384	268,109
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	-	-	94	24	150
	相島診療所事業特別会計	-	-	2,287	1,678	2,075
	一般会計等に属する特別会計	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
合計 (1)		-	-	253,457	232,086	270,334
標準財政規模		-	-	4,825,163	4,847,427	4,920,057
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		-	-	(5.25%)	(4.78%)	(5.49%)

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	-	-	57,758	45,713	103,360
	後期高齢者医療特別会計	-	-	-	4,963	7,004
	老人保健特別会計	-	-	323	1,165	228
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-

会計名(公営企業会計)		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
法適用企業	水道事業会計	-	-	592,732	673,282	306,227
	宅地完成事業以外	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
	宅地完成事業	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
法非適用企業	簡易水道事業特別会計	-	-	1,023	1,869	1,163
	渡船事業特別会計	-	-	1,559	1,231	9,894
	公共下水道事業特別会計	-	-	2,504	2,445	1,518
	相島漁業集落環境整備事業特別会計	-	-	1,092	1,107	436
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
合計 (2)		-	-	910,448	963,861	700,164
標準財政規模		-	-	4,825,163	4,847,427	4,920,057
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		-	-	(18.86%)	(19.88%)	(14.23%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字比率：地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・連結実質赤字比率：地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率、連結実質赤字比率の状況と推移

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
一般会計等	一般会計	-	-	163,546	121,990	278,186
	一般会計等に属する特別会計	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
合計 (1)		-	-	163,546	121,990	278,186
標準財政規模		-	-	2,511,659	2,551,883	2,601,207
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		-	-	(6.51%)	(4.78%)	(10.69%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	-	-	9,626	193	11,525
	後期高齢者医療特別会計	-	-	-	3,738	3,520
	老人保健特別会計	-	-	1,332	10,782	8,187
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
法適用企業	水道事業会計	-	-	273,366	260,614	285,042
	宅地造成事業以外	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
法非適用企業	下水道事業特別会計	-	-	26,397	24,454	12,163
	宅地造成事業以外	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
合計 (2)		-	-	474,267	421,771	598,623
標準財政規模		-	-	2,511,659	2,551,883	2,601,207
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		-	-	(18.88%)	(16.52%)	(23.01%)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字比率：地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・連結実質赤字比率：地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率、連結実質赤字比率の状況と推移

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
一般会計等	一般会計	-	-	554,082	469,861	624,889
	住宅新築資金等貸付事業	-	-	2,738	2,958	2,108
	一般会計等に属する特別会計	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
合計 (1)		-	-	556,820	472,819	626,997
標準財政規模		-	-	7,678,836	7,699,466	7,731,787
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		-	-	(7.25%)	(6.14%)	(8.10%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業	-	-	▲ 311,615	▲ 144,928	▲ 32,448
	老人保健医療事業	-	-	54,037	17,676	2,217
	後期高齢者医療事業	-	-	-	18,317	15,136
	介護保険事業(保健事業勘定)	-	-	85,984	62,501	39,133
	介護保険事業(介護サービス事業勘定)	-	-	415	2,092	3,694
		-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	
	-	-	-	-	-	

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
法適用企業	水道事業	-	-	1,137,518	1,095,827	972,262
	宅地造成事業以外	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
法非適用企業	流域関連公共下水道事業	-	-	75,790	53,737	265,520
	宅地造成事業以外	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	
	-	-	-	-	-	
合計 (2)		-	-	1,598,949	1,578,041	1,892,511
標準財政規模		-	-	7,678,836	7,699,466	7,731,787
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		-	-	(20.82%)	(20.49%)	(24.47%)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字比率：地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・連結実質赤字比率：地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率、連結実質赤字比率の状況と推移

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
一般会計等	一般会計	-	-	177,814	239,885	171,571
	給食センター特別会計	-	-	3,560	6,125	8,435
	競艇施設特別会計	-	-	183,852	383,864	43,843
	一般会計等に属する特別会計	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
合計(1)		-	-	365,226	629,874	223,849
標準財政規模		-	-	3,390,272	3,452,531	3,517,252
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		-	-	(10.77%)	(18.24%)	(6.36%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	-	-	75,904	76,391	118,160
	後期高齢者医療特別会計	-	-	-	1,422	5,170
	老人保健特別会計	-	-	29,933	10,174	2,686
	訪問看護特別会計	-	-	11,626	8,584	5,002
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
会計名(公営企業会計)		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
法適用企業	下水道事業会計	-	-	335,564	269,227	188,765
	病院事業会計	-	-	2,957,101	3,001,146	3,012,414
	宅地造成事業以外	-	-	-	-	-
	宅地造成事業	-	-	-	-	-
法非適用企業	国民宿舎特別会計	-	-	9,767	10,505	10,293
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
合計(2)		-	-	3,785,121	4,007,323	3,566,339
標準財政規模		-	-	3,390,272	3,452,531	3,517,252
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		-	-	(111.64%)	(116.06%)	(101.39%)

- 用語解説
- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
 - ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
 - ・実質赤字比率：地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率
 - ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
 - ・連結実質赤字比率：地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率
 - ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
 - ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率、連結実質赤字比率の状況と推移

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
一般会計等	一般会計	-	-	160,840	214,771	295,535
	地域下水道事業特別会計	-	-	11,922	18,402	22,181
	一般会計等に属する特別会計	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
合計 (1)		-	-	172,762	233,173	317,716
標準財政規模		-	-	5,369,898	5,429,343	5,541,283
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		-	-	(3.21%)	(4.29%)	(5.73%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	-	-	2,652	30,157	78,278
	後期高齢者医療特別会計	-	-	-	4,773	6,824
	老人保健事業特別会計	-	-	3,162	10,632	5,820
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
法適用企業	水道事業会計	-	-	243,802	117,217	48,237
	宅地造成事業以外	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
法非適用企業	公共下水道事業特別会計	-	-	10,017	23,862	33,510
	宅地造成事業以外	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
合計 (2)		-	-	432,395	419,814	490,385
標準財政規模		-	-	5,369,898	5,429,343	5,541,283
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		-	-	(8.05%)	(7.73%)	(8.84%)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字比率：地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・連結実質赤字比率：地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率、連結実質赤字比率の状況と推移

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
一般会計等	一般会計	-	-	313,100	273,696	302,924
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	-	-	▲ 374	572	626
	一般会計等に属する特別会計	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
合計 (1)		-	-	312,726	274,268	303,550
標準財政規模		-	-	5,690,288	5,710,926	5,864,519
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		-	-	(5.49%)	(4.80%)	(5.17%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	-	-	81,257	118,734	228,986
	後期高齢者医療特別会計	-	-	-	14,868	4,966
	老人保健事業特別会計	-	-	81,074	13,298	852
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額					
		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	
法適用企業	宅地造成事業以外	水道事業会計	-	-	713,322	668,478	657,756
		下水道事業会計	-	-	261,988	275,765	284,201
	宅地造成事業		-	-	-	-	-
			-	-	-	-	-
法非適用企業	宅地造成事業以外		-	-	-	-	
			-	-	-	-	
			-	-	-	-	
			-	-	-	-	
	宅地造成事業		-	-	-	-	
			-	-	-	-	
			-	-	-	-	
			-	-	-	-	
合計 (2)		-	-	1,450,367	1,365,411	1,480,311	
標準財政規模		-	-	5,690,288	5,710,926	5,864,519	
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-	
(黒字の比率 (%))		-	-	(25.48%)	(23.90%)	(25.24%)	

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字比率：地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・連結実質赤字比率：地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率、連結実質赤字比率の状況と推移

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
一般会計等 に属する特別会計	一般会計	-	-	117,123	63,393	134,290
	遠賀町住宅新築資金等貸付事業会計	-	-	3,172	1,638	1,024
	遠賀霊園事業特別会計	-	-	787	2,457	3,220
	遠賀町給食事業特別会計	-	-	105	121	173
	地域下水道事業特別会計	-	-	6,682	2,867	5,147
	遠賀町土地取得会計	-	-	2	2	2
		-	-	-	-	-
合計 (1)		-	-	127,871	70,478	143,856
標準財政規模		-	-	3,661,981	3,723,447	3,801,843
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		-	-	(3.49%)	(1.89%)	(3.78%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	-	-	4,313	29,648	35,298
	老人保健特別会計	-	-	29	38,943	792
	後期高齢者医療特別会計	-	-	-	3,638	3,979
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額					
		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	
法適用企業	宅地造成事業以外	-	-	-	-	-	
		-	-	-	-	-	
		-	-	-	-	-	
	宅地造成事業	-	-	-	-	-	
		-	-	-	-	-	
		-	-	-	-	-	
法非適用企業	宅地造成事業以外	農業集落排水事業特別会計	-	-	3,720	2,927	2,753
		公共下水道事業特別会計	-	-	14,253	8,685	8,598
		-	-	-	-	-	
		-	-	-	-	-	
		-	-	-	-	-	
		-	-	-	-	-	
	宅地造成事業	-	-	-	-	-	
		-	-	-	-	-	
		-	-	-	-	-	
		-	-	-	-	-	
合計 (2)		-	-	150,186	154,319	195,276	
標準財政規模		-	-	3,661,981	3,723,447	3,801,843	
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-	
(黒字の比率 (%))		-	-	(4.10%)	(4.14%)	(5.13%)	

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字比率：地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・連結実質赤字比率：地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率、連結実質赤字比率の状況と推移

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
一般会計等	一般会計	-	-	105,768	68,316	125,708
	住宅新築資金等特別会計	-	-	313	528	125
	一般会計等に属する特別会計	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
合計 (1)		-	-	106,081	68,844	125,833
標準財政規模		-	-	2,517,991	2,548,497	2,686,013
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		-	-	(4.21%)	(2.70%)	(4.68%)

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	小竹町国民健康保険特別会計	-	-	1,277	1,813	1,334
	小竹町後期高齢者医療特別会計	-	-	-	321	1,792
	小竹町老人保健特別会計	-	-	553	6,106	2,577
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-

会計名(公営企業会計)		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
法適用企業	小竹町立病院事業特別会計	-	-	50,634	▲ 9,567	▲ 62,471
	小竹町水道事業特別会計	-	-	131,556	115,666	118,618
		-	-	-	-	-
法非適用企業	宅地造成事業以外	-	-	-	-	-
	宅地造成事業	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
法非適用企業	宅地造成事業以外	-	-	0	19	0
	宅地造成事業	-	-	0	0	0
		-	-	-	-	-

会計名(公営企業会計)		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
合計 (2)		-	-	290,101	183,202	187,683
標準財政規模		-	-	2,517,991	2,548,497	2,686,013
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		-	-	(11.52%)	(7.18%)	(6.98%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字比率：地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・連結実質赤字比率：地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率、連結実質赤字比率の状況と推移

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
一般会計等 に属する 特別会計	一般会計	-	-	84,328	89,742	70,010
	住宅新築資金等特別会計	-	-	296	2	12
	鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計	-	-	7	6	7
	鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計	-	-	7	7	7
		-	-			
		-	-			
合計 (1)		-	-	84,638	89,757	70,036
標準財政規模		-	-	4,239,314	4,252,475	4,320,224
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		-	-	(1.99%)	(2.11%)	(1.62%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
一般会計等 以外の特別 会計のうち 公営企業に 係る特別 会計以外の 会計	国民健康保険事業特別会計	-	-	▲ 103,919	▲ 83,792	▲ 55,202
	後期高齢者医療特別会計	-	-	-	1,328	876
	老人保健特別会計	-	-	▲ 1,462	8,177	▲ 354
		-	-			
		-	-			
		-	-			

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
法適用企業 宅地造成 事業以外	鞍手町水道事業会計	-	-	203,919	256,199	293,817
	鞍手町病院事業会計	-	-	986,142	1,264,826	855,945
	鞍手町介護老人保健施設事業会計	-	-	288,804	329,455	344,121
		-	-			
		-	-			
		-	-			
法非適用企業 宅地造成 事業以外	鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計	-	-	963	1,269	4,073
		-	-			
		-	-			
		-	-			
		-	-			
		-	-			
法非適用企業 宅地造成 事業		-	-			
		-	-			
		-	-			
		-	-			
		-	-			
		-	-			
合計 (2)		-	-	1,459,085	1,867,219	1,513,312
標準財政規模		-	-	4,239,314	4,252,475	4,320,224
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		-	-	(34.41%)	(43.90%)	(35.02%)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字比率：地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・連結実質赤字比率：地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率、連結実質赤字比率の状況と推移

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
一般会計等	一般会計	-	-	181,115	145,648	201,638
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	-	-	787	447	2,655
	土地取得特別会計	-	-	0	0	0
	一般会計等に属する特別会計	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
合計 (1)		-	-	181,902	146,095	204,293
標準財政規模		-	-	3,348,002	3,332,408	3,298,430
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		-	-	(5.43%)	(4.38%)	(6.19%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	-	-	37,046	97,351	147,747
	後期高齢者医療特別会計	-	-	-	2,292	2,263
	老人保健特別会計	-	-	▲ 14,335	2,669	▲ 263
	居宅介護サービス等事業特別会計	-	-	0	0	0
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
法適用企業	水道事業会計	-	-	226,946	235,163	224,360
	宅地造成事業以外	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
法非適用企業	宅地造成事業以外	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
合計 (2)		-	-	431,559	483,570	578,400
標準財政規模		-	-	3,348,002	3,332,408	3,298,430
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		-	-	(12.89%)	(14.51%)	(17.53%)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字比率：地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・連結実質赤字比率：地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率、連結実質赤字比率の状況と推移

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
一般会計等	一般会計	-	-	256,682	227,790	278,867
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	-	-	5,095	3,577	10,251
	一般会計等に属する特別会計	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
合計 (1)		-	-	261,777	231,367	289,118
標準財政規模		-	-	6,976,946	7,163,007	7,407,119
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		-	-	(3.75%)	(3.23%)	(3.90%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	-	-	105,641	79,819	28,411
	老人保健特別会計	-	-	56,100	28,433	5,101
	後期高齢者医療特別会計	-	-	-	12,733	2,989
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
法適用企業	水道事業会計	-	-	20,632	27,386	22,222
	宅地完成事業以外	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
法非適用企業	簡易水道事業特別会計	-	-	315	305	427
	公共下水道事業特別会計	-	-	1,381	1,223	1,684
	農業集落排水事業特別会計	-	-	143	61	134
	宅地完成事業以外	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
	工業用地造成事業特別会計	-	-	-	152,902	90,461
宅地完成事業	-	-	-	-	-	
	-	-	-	-	-	
	-	-	-	-	-	
合計 (2)		-	-	445,989	534,229	440,547
標準財政規模		-	-	6,976,946	7,163,007	7,407,119
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		-	-	(6.39%)	(7.45%)	(5.94%)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字比率：地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・連結実質赤字比率：地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率、連結実質赤字比率の状況と推移

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
一般会計等	一般会計	-	-	58,433	68,486	85,530
	一般会計等に属する特別会計	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
合計 (1)		-	-	58,433	68,486	85,530
標準財政規模		-	-	1,535,933	1,662,358	1,752,602
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		-	-	(3.80%)	(4.11%)	(4.88%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業	-	-	0	0	0
	後期高齢者医療	-	-	-	197	1,121
	老人保健事業	-	-	-	4,009	3,585
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
法適用企業	宅地造成事業以外	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
法非適用企業	宅地造成事業以外	-	-	852	1,900	543
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
合計 (2)		-	-	59,285	74,592	90,779
標準財政規模		-	-	1,535,933	1,662,358	1,752,602
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		-	-	(3.85%)	(4.48%)	(5.17%)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字比率：地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・連結実質赤字比率：地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率、連結実質赤字比率の状況と推移

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
一般会計等	一般会計	-	-	161,809	219,326	239,336
	土地取得会計	-	-	4,183	4,187	4,188
	一般会計等に属する特別会計	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
合計 (1)		-	-	165,992	223,513	243,524
標準財政規模		-	-	3,522,699	3,621,263	3,732,724
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		-	-	(4.71%)	(6.17%)	(6.52%)

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計(含直診)	-	-	59,687	41,455	11,445
	老人保健特別会計	-	-	24,140	10,340	0
	後期高齢者医療保険特別会計	-	-	-	0	0
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-

会計名(公営企業会計)		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
法適用企業	宅地造成事業以外	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
法非適用企業	宅地造成事業	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
合計 (2)		-	-	249,819	275,308	254,969
標準財政規模		-	-	3,522,699	3,621,263	3,732,724
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		-	-	(7.09%)	(7.60%)	(6.83%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字比率：地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・連結実質赤字比率：地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率、連結実質赤字比率の状況と推移

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
一般会計等	一般会計	-	-	136,468	172,432	194,878
	一般会計等に属する特別会計	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
合計 (1)		-	-	136,468	172,432	194,878
標準財政規模		-	-	2,954,640	2,956,372	3,032,817
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		-	-	(4.61%)	(5.83%)	(6.42%)

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	大木町国民健康保険特別会計	-	-	71,963	70,421	88,683
	大木町後期高齢者医療特別会計	-	-	-	2,113	7,038
	大木町老人保健特別会計	-	-	▲ 3,867	39	627
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-

会計名(公営企業会計)		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
法適用企業	大木町水道事業会計	-	-	357,341	434,016	513,940
	宅地完成事業以外	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
法非適用企業	宅地完成事業以外	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
宅地完成事業		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
合計 (2)		-	-	561,905	679,021	805,166
標準財政規模		-	-	2,954,640	2,956,372	3,032,817
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		-	-	(19.01%)	(22.96%)	(26.54%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字比率：地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・連結実質赤字比率：地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率、連結実質赤字比率の状況と推移

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
一般会計等 一般会計等に属する特別会計	一般会計	-	-	236,648	276,533	363,110
	住宅新築資金等貸付特別会計	-	-	457	371	404
	広川防災ダム管理特別会計	-	-	952	1,611	1,041
	工業団地共同排水処理施設管理特別会計	-	-	505	231	47
		-	-			
		-	-			
合計 (1)		-	-	238,562	278,746	364,602
標準財政規模		-	-	4,120,383	4,176,978	4,273,642
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		-	-	(5.78%)	(6.67%)	(8.53%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	-	-	▲ 152,517	▲ 131,546	▲ 147,534
	老人保健特別会計	-	-	▲ 3,891	13,100	11,155
	後期高齢者医療特別会計	-	-	-	3,779	4,611
		-	-			
		-	-			
		-	-			

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
法適用企業 宅地造成事業以外	水道事業会計	-	-	524,942	586,437	350,332
		-	-			
		-	-			
		-	-			
		-	-			
		-	-			
法非適用企業 宅地造成事業以外	下水道事業特別会計	-	-	14,030	4,806	17,273
		-	-			
		-	-			
		-	-			
		-	-			
		-	-			
法非適用企業 宅地造成事業		-	-			
		-	-			
		-	-			
合計 (2)		-	-	621,126	755,322	600,439
標準財政規模		-	-	4,120,383	4,176,978	4,273,642
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		-	-	(15.07%)	(18.08%)	(14.04%)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字比率：地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・連結実質赤字比率：地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率、連結実質赤字比率の状況と推移

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
一般会計等	一般会計	-	-	213,883	318,083	253,496
	住宅改修資金貸付事業特別会計	-	-	0	0	0
	一般会計等に属する特別会計	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
合計 (1)		-	-	213,883	318,083	253,496
標準財政規模		-	-	3,040,945	3,018,263	3,088,593
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		-	-	(7.03%)	(10.53%)	(8.20%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	-	-	53,140	▲ 2,794	▲ 116,949
	後期高齢者医療特別会計	-	-	-	2,947	3,344
	老人保健特別会計	-	-	5,120	3,884	0
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額					
		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	
法適用企業	宅地造成事業以外	水道事業会計	-	-	274,727	322,620	365,851
		工業用水道事業会計	-	-	79,576	74,423	68,967
	宅地造成事業		-	-	-	-	-
			-	-	-	-	-
			-	-	-	-	-
			-	-	-	-	-
法非適用企業	宅地造成事業以外	生活排水処理事業特別会計	-	-	0	0	0
			-	-	-	-	-
	宅地造成事業		-	-	-	-	-
			-	-	-	-	-
			-	-	-	-	-
			-	-	-	-	-
合計 (2)		-	-	626,446	719,163	574,709	
標準財政規模		-	-	3,040,945	3,018,263	3,088,593	
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-	
(黒字の比率 (%))		-	-	(20.60%)	(23.82%)	(18.60%)	

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字比率：地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・連結実質赤字比率：地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率、連結実質赤字比率の状況と推移

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
一般会計等	一般会計	-	-	792	175,987	217,146
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	-	-	238	210	342
	バス事業特別会計	-	-	497	327	521
	一般会計等に属する特別会計	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
合計 (1)		-	-	1,527	176,524	218,009
標準財政規模		-	-	3,757,924	3,847,763	4,001,727
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		-	-	(0.04%)	(4.58%)	(5.44%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	-	-	144,805	191,751	133,600
	後期高齢者医療事業特別会計	-	-	-	1,143	1,732
	老人保健特別会計	-	-	▲ 16,065	8,831	▲ 553
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
法適用企業	水道事業会計	-	-	112,947	185,233	245,311
	宅地完成事業以外	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
法非適用企業	宅地完成事業以外	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
宅地完成事業		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
合計 (2)		-	-	243,214	563,482	598,099
標準財政規模		-	-	3,757,924	3,847,763	4,001,727
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		-	-	(6.47%)	(14.64%)	(14.94%)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字比率：地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・連結実質赤字比率：地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率、連結実質赤字比率の状況と推移

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
一般会計等	一般会計	-	-	203,100	326,282	399,063
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	-	-	▲ 19,427	6,216	26,306
	学校給食センター事業特別会計	-	-	255	58	118
	一般会計等に属する特別会計	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
合計 (1)		-	-	183,928	332,556	425,487
標準財政規模		-	-	2,484,350	2,482,236	2,588,469
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		-	-	(7.40%)	(13.39%)	(16.43%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業勘定特別会計	-	-	▲ 140,692	▲ 154,971	▲ 211,475
	老人保健特別会計	-	-	13,861	33,138	34,079
	後期高齢者医療事業特別会計	-	-	-	1,252	1,165
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額					
		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	
法適用企業	宅地造成事業以外	上水道事業特別会計	-	-	360,396	368,177	394,414
		町立緑ヶ丘病院事業特別会計	-	-	196,108	171,443	150,426
	宅地造成事業		-	-	-	-	-
			-	-	-	-	-
			-	-	-	-	-
			-	-	-	-	-
法非適用企業	宅地造成事業以外		-	-	-	-	
			-	-	-	-	
			-	-	-	-	
	宅地造成事業		-	-	-	-	
			-	-	-	-	
			-	-	-	-	
合計 (2)		-	-	613,601	751,595	794,096	
標準財政規模		-	-	2,484,350	2,482,236	2,588,469	
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-	
(黒字の比率 (%))		-	-	(24.69%)	(30.27%)	(30.67%)	

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字比率：地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・連結実質赤字比率：地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率、連結実質赤字比率の状況と推移

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
一般会計等	一般会計	-	-	865,556	876,758	965,768
	学校給食センター特別会計	-	-	▲ 4,468	▲ 4,522	▲ 5,237
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	-	-	▲ 657,751	▲ 651,729	▲ 634,942
	一般会計等に属する特別会計	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
合計 (1)		-	-	203,337	220,507	325,589
標準財政規模		-	-	5,058,488	4,952,320	5,024,417
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		-	-	(4.01%)	(4.45%)	(6.48%)

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業勘定特別会計	-	-	▲ 640,919	▲ 628,197	▲ 695,289
	後期高齢者医療特別会計	-	-	-	1,228	2,605
	老人保健医療特別会計	-	-	▲ 37,503	▲ 4,653	▲ 274
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-

会計名(公営企業会計)		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
法適用企業	水道事業会計	-	-	89,454	84,758	82,635
	病院事業会計	-	-	▲ 214,527	0	100,423
	宅地造成事業以外	-	-	-	-	-
	宅地造成事業	-	-	-	-	-
法非適用企業	宅地造成事業以外	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
	宅地造成事業	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
合計 (2)		-	-	-600,158	-326,357	-184,311
標準財政規模		-	-	5,058,488	4,952,320	5,024,417
連結実質赤字比率 (%)		-	-	11.86%	6.58%	3.66%
(黒字の比率 (%))		-	-	-	-	-

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字比率：地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・連結実質赤字比率：地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率、連結実質赤字比率の状況と推移

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
一般会計等	一般会計	-	-	169,286	163,065	444,723
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	-	-	13,102	16,926	26,253
	一般会計等に属する特別会計	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
合計 (1)		-	-	182,388	179,991	470,976
標準財政規模		-	-	2,025,731	2,002,247	2,044,347
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		-	-	(9.00%)	(8.98%)	(23.03%)

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業	-	-	▲ 161,235	▲ 165,139	▲ 189,628
	老人保健医療事業	-	-	53,546	7,921	7,476
	後期高齢者医療事業	-	-	-	1,187	1,703
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-

会計名(公営企業会計)		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
法適用企業	水道事業会計	-	-	113,372	120,039	116,169
	宅地造成事業以外	-	-	-	-	-
法非適用企業	宅地造成事業	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
合計 (2)		-	-	188,071	143,999	406,696
標準財政規模		-	-	2,025,731	2,002,247	2,044,347
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		-	-	(9.28%)	(7.19%)	(19.89%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字比率：地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・連結実質赤字比率：地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率、連結実質赤字比率の状況と推移

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
一般会計等	一般会計	-	-	76,897	74,214	80,619
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	-	-	▲ 58,007	▲ 56,492	▲ 52,152
	一般会計等に属する特別会計	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
合計 (1)		-	-	18,890	17,722	28,467
標準財政規模		-	-	1,376,009	1,506,190	1,417,755
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		-	-	(1.37%)	(1.17%)	(2.00%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	-	-	12,685	970	125
	老人保健特別会計	-	-	0	1,152	0
	後期高齢者特別会計	-	-	-	27	219
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
法適用企業	宅地造成事業以外	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
法非適用企業	宅地造成事業以外	-	-	4,166	4,160	4,609
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
合計 (2)		-	-	35,741	24,031	33,420
標準財政規模		-	-	1,376,009	1,506,190	1,417,755
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		-	-	(2.59%)	(1.59%)	(2.35%)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字比率：地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・連結実質赤字比率：地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率、連結実質赤字比率の状況と推移

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
一般会計等	一般会計	-	-	680,928	662,242	688,497
	住宅新築資金貸付事業特別会計	-	-	24,331	34,098	13,943
	一般会計等に属する特別会計	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
合計(1)		-	-	705,259	696,340	702,440
標準財政規模		-	-	7,180,040	7,365,502	7,589,818
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		-	-	(9.82%)	(9.45%)	(9.25%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	-	-	▲ 394,004	▲ 574,862	▲ 739,516
	後期高齢者医療特別会計	-	-	-	3,121	3,275
	老人保健特別会計	-	-	28,676	7,549	3,464
	国民健康保険福智町立診療所特別会計	-	-	▲ 144,802	▲ 201,675	▲ 249,779
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
法適用企業	水道事業会計	-	-	410,551	404,860	422,140
	宅地造成事業以外	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
法非適用企業	宅地造成事業以外	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	
	-	-	-	-	-	
合計(2)		-	-	605,680	335,333	142,024
標準財政規模		-	-	7,180,040	7,365,502	7,589,818
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		-	-	(8.43%)	(4.55%)	(1.87%)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字比率：地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・連結実質赤字比率：地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率、連結実質赤字比率の状況と推移

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
一般会計等 に属する 特別会計	一般会計	-	-	1,553,348	2,479,672	2,222,426
	土地区画整理事業特別会計	-	-	3,450	61,357	0
	住宅新築資金等特別会計	-	-	0	0	0
	奨学資金貸付金特別会計	-	-	18,032	-	-
		-	-			
		-	-			
		-	-			
合計 (1)		-	-	1,574,830	2,541,029	2,222,426
標準財政規模		-	-	10,547,350	8,595,233	9,278,073
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		-	-	(14.93%)	(29.56%)	(23.95%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
一般会計等 以外の特別 会計のうち 公営企業 に係る特別 会計以外の 会計	国民健康保険特別会計	-	-	0	▲ 245,004	0
	老人保健特別会計	-	-	▲ 29,432	4,469	▲ 1,784
	後期高齢者医療特別会計	-	-	-	2,330	3,759
	介護保険特別会計	-	-	78,885	54,150	56,946
	介護保険特別会計(介護サービス)	-	-	5,103	5,477	3,065
		-	-			
		-	-			

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額					
		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	
法適用企業	宅地造成 事業以外	水道事業	-	-	1,391,645	1,392,219	1,241,855
		下水道事業	-	-	146,829	142,364	189,685
		-	-				
		-	-				
		-	-				
法非適用企業	宅地造成 事業以外	農業集落排水事業	-	-	0	▲ 36,823	-
			-	-			
		-	-				
		-	-				
		-	-				
	宅地造成 事業	臨空産業団地開発事業	-	-	1,449,931	702,485	681,548
			-	-			
		-	-				
合計 (2)		-	-	4,617,791	4,562,696	4,397,500	
標準財政規模		-	-	10,547,350	8,595,233	9,278,073	
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-	
(黒字の比率 (%))		-	-	(43.78%)	(53.08%)	(47.39%)	

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字比率：地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・連結実質赤字比率：地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率、連結実質赤字比率の状況と推移

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
一般会計		-	-	288,086	625,701	916,871
一般会計等 等に属する 特別会計	住宅新築資金等事業特別会計	-	-	▲ 188,036	▲ 180,791	▲ 173,552
	土地取得特別会計	-	-	764	764	764
		-	-			
		-	-			
		-	-			
		-	-			
合計 (1)		-	-	100,814	445,674	744,083
標準財政規模		-	-	6,423,184	6,510,839	6,793,075
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		-	-	(1.56%)	(6.84%)	(10.95%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
一般会計等以外 の特別会計 のうち公営企業 に係る特別 会計以外の会 計	国民健康保険事業特別会計	-	-	4,529	33,562	4,879
	老人保健事業特別会計	-	-	0	0	1
	後期高齢者医療特別会計	-	-	-	7,666	3,093
	介護保険事業特別会計(保険事業勘定)	-	-	136,889	129,089	16,148
	介護保険事業特別会計(サービス事業勘定)	-	-	0	0	73
		-	-			
	-	-				
	-	-				
	-	-				

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
法適用企業 宅地造成 事業以外	水道事業特別会計	-	-	-	-	301,634
		-	-			
		-	-			
		-	-			
		-	-			
		-	-			
法非適用企業 宅地造成 事業以外	農業集落排水事業特別会計	-	-	1,728	566	2,385
	公共下水道事業特別会計	-	-	171	287	900
	簡易水道事業特別会計	-	-	345	1,649	-
		-	-			
		-	-			
		-	-			
法非適用企業 宅地造成 事業		-	-			
		-	-			
		-	-			
		-	-			
		-	-			
		-	-			
合計 (2)		-	-	244,476	618,493	1,073,196
標準財政規模		-	-	6,423,184	6,510,839	6,793,075
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		-	-	(3.80%)	(9.49%)	(15.79%)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字比率：地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・連結実質赤字比率：地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率、連結実質赤字比率の状況と推移

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
一般会計等	一般会計	-	-	108,869	121,537	184,170
	奨学金特別会計	-	-	2,570	796	766
	一般会計等に属する特別会計	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
合計 (1)		-	-	111,439	122,333	184,936
標準財政規模		-	-	1,840,386	1,821,441	1,878,992
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		-	-	(6.05%)	(6.71%)	(9.84%)

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	-	-	102,081	32,520	44,155
	老人保健特別会計	-	-	25,851	16,064	925
	後期高齢者医療特別会計	-	-	-	2,374	556
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-

会計名(公営企業会計)		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
法適用企業	水道事業会計	-	-	42,441	70,648	91,822
	宅地完成事業以外	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
法非適用企業	下水道事業特別会計	-	-	5,743	15,049	15,475
	宅地完成事業以外	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	
	-	-	-	-	-	
合計 (2)		-	-	287,555	258,988	337,869
標準財政規模		-	-	1,840,386	1,821,441	1,878,992
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		-	-	(15.62%)	(14.21%)	(17.98%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字比率：地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・連結実質赤字比率：地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率、連結実質赤字比率の状況と推移

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
一般会計等	一般会計	-	-	202,350	159,120	257,723
	奨学資金特別会計	-	-	1,316	968	2,900
	住宅新築資金等特別会計	-	-	412	357	263
	一般会計等に属する特別会計	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
合計 (1)		-	-	204,078	160,445	260,886
標準財政規模		-	-	3,285,605	3,367,801	3,529,902
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		-	-	(6.21%)	(4.76%)	(7.39%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	-	-	9,719	11,057	38,714
	老人保健特別会計	-	-	19,036	2,101	5,663
	後期高齢者医療特別会計	-	-	-	2,259	2,179
	国民健康保険直営診療所特別会計	-	-	1,124	3,873	5,719
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
法適用企業	宅地造成事業以外	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
	宅地造成事業	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
法非適用企業	宅地造成事業以外	-	-	1,550	565	933
	簡易水道事業特別会計	-	-	922	1,356	1,207
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
	宅地造成事業	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
合計 (2)		-	-	236,429	181,656	315,301
標準財政規模		-	-	3,285,605	3,367,801	3,529,902
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		-	-	(7.19%)	(5.39%)	(8.93%)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字比率：地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・連結実質赤字比率：地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率、連結実質赤字比率の状況と推移

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
一般会計等	一般会計	-	-	652,814	850,567	998,421
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	-	-	▲ 362,847	▲ 364,163	▲ 353,750
	奨学金貸付事業特別会計	-	-	1,895	2,345	3,185
	椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計	-	-	2,932	32	148
	霊園事業特別会計	-	-	1,293	419	192
		-	-			
		-	-			
合 計 (1)		-	-	296,087	489,200	648,196
標準財政規模		-	-	5,832,564	5,882,701	6,047,135
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		-	-	(5.07%)	(8.31%)	(10.71%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	-	-	▲ 176,361	▲ 110,970	32,692
	老人保健特別会計	-	-	▲ 23,096	20,535	1,256
	後期高齢者医療特別会計	-	-	-	3,376	3,715
		-	-			
		-	-			
		-	-			
		-	-			
会計名(公営企業会計)		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
法適用企業	水道事業会計	-	-	83,280	102,925	122,678
		-	-			
	宅地造成事業以外	-	-			
		-	-			
	宅地造成事業	-	-			
		-	-			
		-	-			
法非適用企業	簡易水道事業特別会計	-	-	3,620	3,638	7,021
	特定環境保全公共下水道事業特別会計	-	-	4,028	14,280	13,036
	農業集落排水事業特別会計	-	-	6,036	14,232	16,358
		-	-			
	宅地造成事業以外	-	-			
		-	-			
	宅地造成事業	-	-			
合 計 (2)		-	-	193,594	537,216	844,952
標準財政規模		-	-	5,832,564	5,882,701	6,047,135
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		-	-	(3.31%)	(9.13%)	(13.97%)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字比率：地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・連結実質赤字比率：地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)